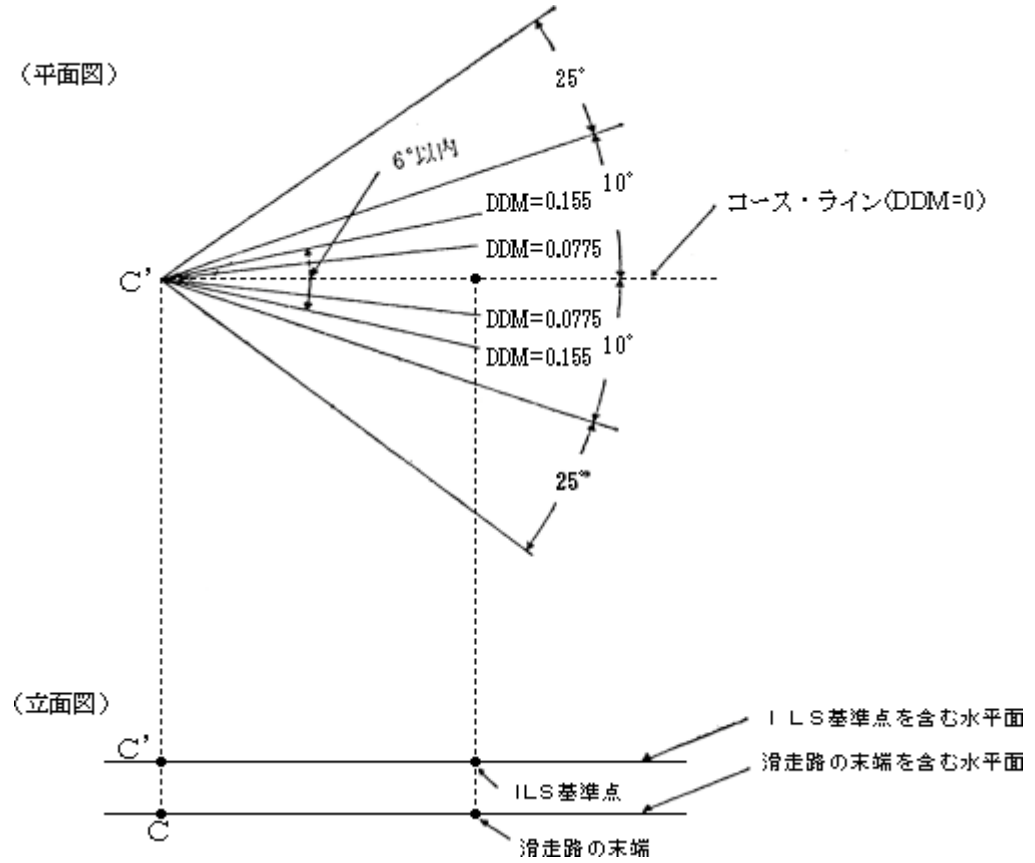
別図第十一号　偏位感度及び角度偏位感度(第45条の12の7関係)

1　ローカライザ



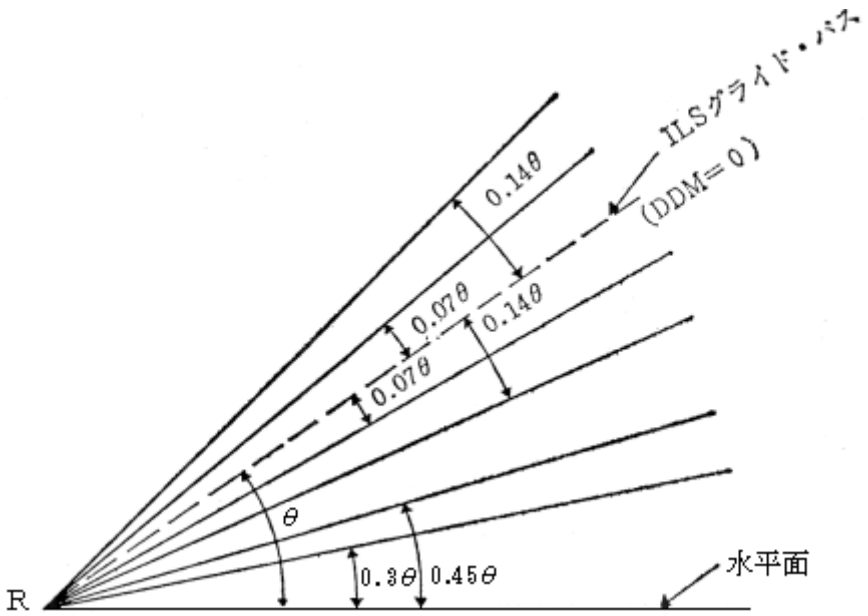
注1　コース・ラインを基準とする偏位感度は，半コース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において，DDMの値が0.0775以下となる扇形状の区域であつて，コース・ラインを含むものをいう。以下別図第十二号において同じ。)内で，C'からILS基準点までの距離に等しい点において，毎メートル0.00145(許容偏差は，17%とする。)であること。

2　コース・ラインの両側において，DDMの値は，0から0.18までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり，0.18となる角度から10°までの角度の範囲内において，0.18以上であること。

3　コース・ラインから両側にそれぞれ10°を超え35°までの角度の範囲内において，DDMの値が0.155以上であること。

4　「C」は，ローカライザの空中線の輻射(ふく)体の中心部とする。

2　グライド・パス



注1　ILSグライド・パスの上下にそれぞれ0.07θから0.14θまでの角度の範囲内において，DDMの値が0.0875(許容偏差は，25%とする。)となること。

2　ILSグライド・パスの下側においてDDMの値は，0から0.22までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり，水平面から0.3θ以上の角度において，0.22となること。ただし，水平面から0.45θ以上の角度においてDDMの値が0.22となる場合にあつては，当該角度から0.45θまでの角度の範囲内においてDDMの値が0.22以上であること。

3　「θ」は，設計上のILSグライド・パスと水平面のなす角度とする。